

工事計画届出書

〔玄海原子力発電所第3号機
放射線管理設備及び廃棄設備の改造の工事〕

原発本第90号
令和2年6月26日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺 和弘
社長執行役員

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のと
おり工事の計画を届け出ます。

目 次

	頁
1. 工事計画書	1
2. 工事工程表	6
3. 変更を必要とする理由を記載した書類	7
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の 認可の申請をした年月日を記載した書類	8
5. 添付書類	9

1. 工事計画書

一 発電所

1. 発電所の名称及び位置

名 称	玄海原子力発電所
位 置	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

2. 発電所の出力及び周波数

出 力 ^(注)	2,360,000kW
第3号機	1,180,000kW (今回届出分)
第4号機	1,180,000kW
周 波 数	60Hz

(注) 第1号機は、既電気工作物変更届出書(平成27年3月18日付け発本原第182号)により、平成27年4月27日に廃止。第2号機は、発電事業変更届出書(2019年4月9日付け原発本第6号)により、平成31年4月9日に廃止。

(一) 原子力設備

5 放射線管理設備

3 生体遮へい装置（一次遮へい、二次遮へい、補助遮へい、中央制御室遮へい、外部遮へいに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮へい材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮へい材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮へい材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

変更前					変更後				
名種	種類	主要寸法 (最小厚さ) (mm) ^(注1)	冷却方法	材 料	名種	種類	主要寸法 (最小厚さ) (mm)	冷却方法	材 料
生体遮へい装置	補助遮へい	蒸気発生器保管庫 (1号機設備 1,2号機共用) ^(注2)	天井	自然冷却	鉄筋コンクリート (比重2.18 以上)	補助遮へい	蒸気発生器保管庫 (1,2,3号機共用)		変更なし
			壁						

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「m」と記載。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「1,2号機共用」と記載。

(注3) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0.4」と記載。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0.6」と記載。

(注6) 公称値

4 放射線管理設備の適用基準及び適用規格

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）
建築基準法施行規則（昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号）
- 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）
消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）
- 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）
- 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984）
- 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）
- 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1991 追補版）
- 日本建築学会 1999 年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
－許容応力度設計法－
- 日本建築学会 2001 年 建築基礎構造設計指針
- 日本建築学会 2005 年 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- 日本建築学会 2013 年 建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5N 原子力発電
所施設における鉄筋コンクリート工事
- 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針
（昭和 51 年 9 月 28 日原子力委員会決定）
- 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について
（平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承）
- 原子力発電所放射線遮へい設計規程（JEAC4615-2008）
- 原子力発電所放射線遮へい設計指針（JEAG4615-2003）
- 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号）

上記の他「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に係る工事計画に記載された適用基準及び適用規格について記載している。

6 廃棄設備

1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料

			変更前	変更後
名	称		蒸気発生器保管庫 (1号機設備、1,2号機共用) ^(注2)	蒸気発生器保管庫 (1,2,3号機共用)
種	類	—	鉄筋コンクリート造	変更なし
容	量	—	地上1階 蒸気発生器 4基 原子炉容器上部ふた 2基 炉内構造物 2基 及び その他廃棄物 880m ³	地上1階 蒸気発生器 4基 原子炉容器上部ふた 3基 炉内構造物 2基 及び その他廃棄物 880m ³
主 要 寸 法	間	口	mm ^(注1)	21,000 ^{(注3)(注6)}
	奥	行	mm ^(注1)	58,050 ^{(注4)(注6)}
	高	さ	mm ^(注1)	8,700 ^{(注5)(注6)}
材	料	—	鉄筋コンクリート	変更なし

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「m」と記載。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「1,2号機共用設備」と記載。

(注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「21」と記載。

(注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「58.05」と記載。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「8.7」と記載。

(注6) 公称値

5 廃棄設備の適用基準及び適用規格

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）
建築基準法施行規則（昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号）
- 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）
消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）
- 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）
- 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編
（JEAG4601・補-1984）
- 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）
- 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1991 追補版）
- 日本建築学会 1999 年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
—許容応力度設計法—
- 日本建築学会 2001 年 建築基礎構造設計指針
- 日本建築学会 2005 年 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- 日本建築学会 2013 年 建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5N 原子力発電
所施設における鉄筋コンクリート工事
- 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号）

上記の他「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に係る工事計画に記載された適用基準及び適用規格について記載している。

2. 工事工程表

第1表 工事工程表

項目	年月		令和4年									令和5年									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
放射線管理設備											■ ※	□ ※									
廃棄設備											■ ※	□ ※									

■：構造、強度又は又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

□：工事の計画に係る全ての工事が完了した時

※検査時期は、設計及び工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

3. 変更を必要とする理由を記載した書類

玄海原子力発電所第3号機の原子炉容器上部ふた取り替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふたを保管するため、既設の蒸気発生器保管庫（1号機設備、1,2号機共用）を3号機設備、1,2,3号機共用とし、保管対象物の変更及び技術基準規則適合工事を行う。

4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日は以下のとおり。

玄海原子力発電所第 3 号機

設計及び工事計画認可申請書番号

原発本第 88 号（令和 2 年 6 月 26 日）

5. 添付書類

「原子力発電工作物の保安に関する省令第15条第1項の規定に基づく指示について」(平成25年7月8日原規技発第1307081号・20130628商第22号)により、原子力規制委員会及び経済産業大臣から添付することを要しない旨指示のあった以下の添付書類については、添付を省略する。

省略した添付書類

- 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- 2 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- 3 通信連絡設備に関する説明書及び取付個所を明示した図面
- 4 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
- 5 非常用照明に関する説明書及び取付個所を明示した図面
- 6 放射線管理設備に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面
- 7 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
- 8 耐震性に関する説明書
- 9 構造図
- 10 廃棄設備に係る機器(液体状の放射性廃棄物の漏えいの検知装置及び自動警報装置を除く。)の配置を明示した図面